

◎平成29年5月農業委員会議事録

開催日時 平成29年5月10日(水) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 森下丈夫 佐藤光志
岡 牧生 本田博士 中山 忍 森田義美
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一
友田 廣 岩永俊夫 榮 恵 村上卓也

事務局出席者 春日公和 篤岡潤一郎 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、吉田二郎委員、岩永俊夫委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第2号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第3号 農地法第3条の許可申請について
- 3) 報告第4号 農用地第4条の届出について
- 4) 議案第4号 農用地第4条の許可申請について
- 5) 議案第5号 農用地第5条の許可申請について
- 6) 議案第6号 農用地利用集積計画承認申請について
- 7) 議案第7号 春の農作業基準賃金について
- 8) その他

5 閉 会

○報告第2号 農地法第18条第6項の規定による報告について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知が5件あって

おります。

事務局より説明お願いいたします。

事務局 説明いたします。番号1をご覧ください。通知者。賃貸人。大阪府豊中市山ノ上町○番○○号。○○○○○。賃借人。嘉島町上仲間○○○○。○○○○。物件は上仲間藪ノ内○○○○。田。224㎡。同じく藪ノ内○○○○。田。2,348㎡。合計の2,572㎡です。契約の内容は平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年契約です。解約の合意が成立した日は、平成29年4月10日。土地の引渡しの時期も同日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町上六嘉○○○-○。○○○○。賃借人。嘉島町上六嘉○○○-○。○○○。物件は上六嘉徳ノ前○○。田。4,016㎡。同じく徳ノ前○○○。田。1,695㎡。計、5,711㎡です。契約の内容は平成20年12月1日から平成30年11月30日までの10年契約で、解約の合意が成立した日は、平成29年3月24日。土地の引渡しの時期は平成29年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町上六嘉○○○-○。○○○○。賃借人。嘉島町上六嘉○○○○。○○○○。物件は上六嘉今町○○○○。田。590㎡です。契約の内容は平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は、平成29年3月24日。土地の引渡しの時期は平成29年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町上六嘉○○○-○。○○○○。賃借人。嘉島町上六嘉○○○。○○○○。物件は上六嘉井樋尻○○○。田。1,003㎡です。契約の内容は平成25年1月1日から平成34年12月31日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は、平成29年3月24日。土地の引渡しの時期は平成29年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。球磨郡相良村大字柳瀬○○○○番地。○○○。賃借人。嘉島町鯉○-○。○○○○。物件は上島北霍○○○○。田。902㎡。同じく北霍○○○○。畑。912㎡。合計の1,814㎡です。契約の内容は平成20年2月1日から平成30年1月31日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は、平成29年4月18日。土地の引渡しの時期も同日でございます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長 続きまして報告第3号農地法第3条第1項の規定による届出が3件あっております。

事務局より説明をお願い致します。

事務局 それでは、説明いたします。

議案書1ページ目をご覧ください。通知者。所有者。嘉島町犬渕〇〇。〇〇〇〇。取得者。熊本市中央区出水〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号。〇〇〇〇。申請物件は犬渕八反田〇〇〇-〇。田。571㎡。同じく八反田〇〇〇-〇。田。963㎡。合計の1,534㎡です。権利の内容は、所有権の移転です。権利を取得した事由は相続です。権利を取得した日は平成29年3月10日です。届出日は平成29年4月12日です。あっせん等の希望はありません。

次のページをご覧ください。通知者。所有者。嘉島町鯉〇〇〇〇。〇〇〇〇。取得者。嘉島町鯉〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は鯉川原田〇〇〇-〇。田。141㎡。同じく川原田〇〇〇-〇。田。1,105㎡。同じく川原田〇〇〇-〇。田。906㎡。鯉瀬剥〇〇〇。田。3,021㎡。鯉中鶴〇〇〇〇-〇。田。473㎡。鯉津田〇〇〇。田。3,382㎡。鯉宮園〇〇〇〇-〇。畑。979㎡。合計の10,007㎡です。権利の内容は所有権の移転です。権利を取得した事由は相続です。権利を取得した日は平成29年3月22日です。届出日は平成29年4月18日です。あっせん等の希望はありません。

次のページをご覧ください。通知者。所有者。嘉島町鯉〇〇〇〇-〇。〇〇〇〇〇。取得者。嘉島町鯉〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は鯉川原田〇〇〇-〇。田。2,085㎡です。権利の内容は所有権の移転です。権利を取得した事由は相続です。権利を取得した日は平成29年3月22日です。届出日は平成29年4月18日です。あっせん等の希望はありません。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので報告のみで終らせていただきます。

○報告第4号 農地法第4条による届出について

議 長 続きまして報告第4号農地法第4条の規定による農地の転用の届出が2件あっております。

それでは、番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 ご説明いたします。議案書をご覧ください。

議案書の1ページをご覧ください。申請人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件は鯉皆根〇〇〇〇ー〇。田。600㎡でございます。申請理由は貸資材置き場となっております。次のページをお願いします。位置図を示していただいておりますが、真ん中あたりがかいね公園になります。その南側の斜線で手書きされております。それから、1枚めくっていただきますと、その場所の字図を示しております。

続きまして、番号2。申請人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件は鯉皆根〇〇〇〇番地〇。田。317㎡。申請理由は個人住宅でございます。次のページをお願いします。位置図を示しておりますが、鮮ど市場嘉島店の西側、斜線を引いておりますが、〇〇〇〇番地の〇と書いてございますが、このお宅になります。続きまして、次のページが字図でございます。

続きまして、番号3でございます。申請人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。申請物件は、鯉皆根〇〇〇〇ー〇。田。773㎡。申請理由は共同住宅でございます。次のページをお願いします。位置図を示しております。これも先ほどと同じ地図ですが、鮮ど市場嘉島店の北西側。〇〇〇〇ー〇と示されておりますが、共同住宅となっております。続きまして、字図になります。

次のページが、番号4でございます。申請人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。申請物件は鯉皆根〇〇〇〇ー〇。田。351㎡。同じく皆根〇〇〇〇ー〇。田。387㎡。同じく皆根〇〇〇〇ー〇。田。154㎡。同じく皆根〇〇〇〇ー〇。田。388㎡。同じく皆根〇〇〇〇ー〇。田。538㎡。合計の1,818㎡となっております。申請理由は、店舗用地でございます。次のページに位置図を添付しております。鮮ど市場嘉島店の北側、ここに5筆固まっております。

ます。次ページについては、字図を示しております。黒いところです。
以上でございます。

議 長 ただいまの案件は、市街化調整区域ですので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第4号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議 長 続きまして、議案第4号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が2件あっております。

まず、番号1の件について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。では、議案第4号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について説明いたします。

番号1。申請人。熊本市南区城南町千町〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は下仲間天神免〇〇〇。田。399㎡。申請理由は個人住宅です。施設の概要は木造2階建てです。農用地でない旨の証明書は添付されています。隣接同意書はあります。資金証明書は不要です。開発許可は不要です。地元委員は〇〇委員となっております。次のページをお願いします。位置図を示しております。ツツミ事業部の北側、斜線で示しております。次のページをお願いします。字図を示しております。次に1枚めくっていただきますと、配置図と排水計画図を添付しております。次のページをお願いします。始末書を添付しております。番号1についての説明は以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります、〇〇委員に説明をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、下仲間集落端部にある小規模な未整備農地集団であるため、農地区分としては2種農地になると思われま。

農業上の支障についてですが、西側に農地はありますが、日照、通風等、農作業上の支障はないものと思われま。

現地を見ますとすでに住宅用地として利用されておりましたが、始末書も添付されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。お世話になります。

議 長 続きます、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、下仲間集落の10ha未満の未整備農地がありますので、2種農地と判断します。

申請地は、既に住宅用地として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりまして、今回の申請により是正されます。

総合的に判断した結果、周辺農地への影響もなく始末書も添付されておりますので、許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 委員および事務局の説明が終わりましたが、番号1について何かご意見ございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きます、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。申請人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は上六嘉苗床〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、宅地。181㎡。申請理由は貸資材置き場となっております。施設の概要は砂利敷きでございます。農用地区域でない旨の証明書は添付されています。隣接同意書、資金証明書、開発許可は不要でございます。地元委員は〇〇委員となっております。次のページをお願いします。位置図を示しております。上の方に嘉島町児童公園がありまして、そこから南に200メートルくらい下がったところ、そこに斜線があります。申請地と示しておりますが、場所はそこでございます。1枚めくっていただきますと、字図を示しております。続きます、配置図を示しております。廃土、建設資材、砂利、水路、町道を示

しております。1枚めくっていただきますと、農地に対する始末書が添付されております。番号2については、説明は以上になります。

議長 次に地元委員であります、〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、西村集落の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、1種農地と思われま

す。農業上の支障については、申請理由が資材置場ですので、日照、通風等支障はないものと思われま

す。現地を見ますと、すでに住宅用地として利用されておりましたが、熊本地震により被災したため既に取り壊されて、さら地になっていま

した。始末書も添付されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請はだとうなものと思われま

す。これはですね、先月の農業委員会の時に、宅地転用の時に転用許可をいただいた件です。〇〇さんの方から、ひとまず家を建てないので、もう一度雑種地での申請を出しますということで、再申請を出してあ

るところでよろしくをお願いします。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願

いし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、西村集落の端部に位置しておりますが、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、1種農地と判断しま

す。本来、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。また、申請理由が貸資材置場であるため、日照、通風等農業上の支障はないものと思われま

す。もともと住宅用地として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用の状態になってお

おりますので、申請は許可相当と判断します。
事務局からは以上です。

議 長 委員および事務局の説明が終わりましたが、番号2について何かご意見ございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第5号 農用地第5条の許可申請について

議 長 続きまして議案第5号農用地第5条の規定による農地の転用許可申請が2件あっております。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。では、番号1について説明いたします。申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇。譲受人。八代市鏡町野崎〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。申請物件は、上島蔵園〇〇〇番地。台帳地目が田。287㎡です。申請理由は個人住宅です。施設の概要は木造2階建てです。農用地区域でない旨の証明書はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇委員です。次のページをご覧ください。位置図を示しております。中央の東西に道路が走っておりまして、左側に行くとドラッグストアモリにつながる道でございます。中央に斜線で引いておりますが、申請があったところでございます。1枚めくっていただきますと、字図を示しております。それから、1枚めくっていただきますと、造成計画図を示しております。番号1については、以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります、〇から報告いたします。
先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、上島集落北側の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の

一団の農地集団であるため、1種農地と思われます。

農業上の支障についてですが、周辺に農地はありますが、水路と道路に囲まれていますので、日照、通風等営農上の支障はないものと思われま

せんので転用申請は妥当なものと思われま

す。委員の皆様のご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、10ha以上の広がりを持つ農地集団の一部であるため、1種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、農地集団とは南側は町道、北側と東側は水路を挟んで接しておりますので、日照、通風等営農上の支障はないものと判断いたします。

通常、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります集落に接続して設置される個人住宅に当たりますので許可要件を満たします。

総合的に判断しますと、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、番号1について何かご意見ございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号2につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。番号2について説明いたします。申請人。譲渡人。嘉島町大字上仲間〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇〇-〇。〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件が上仲間宮園〇〇〇〇番地〇。台帳、現況地目、田。370㎡でございます。申請理由については個人住宅。施設の概要については木造平屋建てでございます。農用区域でない証明書があります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可については申請中でございます。見込みはあります。続きまして、1枚めくっていただきますと、位置図を示しております。上仲間地区公民館がございますが、そこから東側に位置するところがございます。申請地は色付けしてあるところです。続いて、字図を示しております。次にめくっていただきますと、排水図を示しております。番号2についての説明は、以上でございます。

議長 次に、地元委員であります、〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、上仲間集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の農地集団であるため、1種農地と思われれます。

農業上の支障についてですが、周辺に農地はありますが、日照、通風等営農上の支障はないものと思われれます。

個人住宅ということで、地域活性化にもなり、農業上の支障もありませんので転用申請は妥当なものと思われれます。

委員の皆様のご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第6号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 続きまして議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画承認申請が12件あっております。

このうち、○○委員の案件がございますので、こちらから先に審議いたします。それでは、○○委員の退室を求めます。

(○○委員退室)

事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは説明いたします。まず、○○委員の分から説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。下から4行目になります。期間が10年でございます。現経営面積が82,382㎡。これは更新でございますので、田の1,133㎡で、合計面積が変わらずでございます。次に12ページをお開きください。権利設定の関係になります。○○○○委員と○○○○○さんの利用権の設定でございまして、上島赤見田○○○番地。1,133㎡で、米、麦、大豆で10年。1筆当りの小作料が米60KGとなっております。以上で、○○委員の件についてのご説明を終わります。

議長 ただ今、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございますか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○○委員の入室を許可します。

(○○委員入室)

○○委員、承認されましたので、報告いたします。

○○委員 お世話になりました。

議長 それでは、残りの件について事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、ご説明します。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各

号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が全てで12件ございまして、面積が20,452㎡となっております。うち更新が5件で、そのうち所有権移転が2筆の2,572㎡です。それでは、2ページの一覧表をお開きください。上の方から、賃借権の設定で期間が3年でございます。○○○○○○○の分ですが、1件ございまして、田の1,106㎡で、3筆でございます。それから、次の欄が、5年の新規で2件ございまして、2筆の3,566㎡となっております。現経営面積が○○○○○の合計面積が、3,479,205㎡です。同じく5年ございまして、○○○○○○○の分でございます。これも新規ございまして、現経営面積が153,479㎡。田の4,195㎡で、これは4筆でございます。合計の現経営面積が157,674㎡となっております。続きまして、8年8か月。○○○○○との利用権の設定で1件ございまして、田の3,521㎡。これは4筆でございます。それと、10年の契約が1件ございまして、田の597㎡。1筆でございます。それから、10年の利用権の設定ございまして、まず更新で、○○○○○さん。現経営面積が65,851㎡で、田の158㎡となっております。それから、○○○○○さん。新規でございます。現経営面積が136,860㎡。田の588㎡で、合計面積が137,448㎡となっております。その下が、○○○○○委員ですので、飛ばさせていただきます。その下、10年の使用貸借権の設定でございます。10年で、まず○○○○○さんの更新でございます。現経営面積が、2,165㎡。田の、1筆で750㎡。それと、普通畑が、3筆の905㎡となっております。合計の1,655㎡となっております。それから、同じく10年で○○○○○さんの分で更新でございます。田の1,361㎡で、合計面積は変わらず、16,472㎡となっております。続きまして、一番下の段でございます。○○○○○○○への所有権移転ございまして、2筆で2,572㎡となっております。それでは、次のページをご覧ください。

各利用権設定の個表でございます。○○○○○と○○○○○さんの利用権の設定ございまして、3筆の1,106㎡ございまして、使用料が3筆で10,000円となっております。

次のページが、同じく○○○○○○○と○○○○○さんの利用権設定ございまして、1筆で5年です。10アール当りの60KGとなっております。

次のページが、同じく〇〇〇〇と〇〇〇さんの利用権設定でございまして、1筆の566㎡で、米、麦、大豆で、10アール当りの15,000円となっております。

次が、〇〇〇〇さんと〇〇〇さんの利用権設定でございまして、4筆の4,195㎡で、5年でございまして10アール当りの15,000円となっております。

その次が、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権設定でございまして、4筆の3,521㎡となっております、10アール当りの15,000円を平均として、上から21,368円ということで設定されております。

9ページになりますが、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権設定でございまして、1筆の597㎡で、10アール当りの10,000円となっております。

次のページが、〇〇〇〇さんの利用権設定でございまして、1筆の158㎡で、10年の10アール当りの20,000円となっております。

次が、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定でございまして、1筆の588㎡で、10年の1筆当り5,000円となっております。

それから、13ページになりますが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定でございまして、4筆の1,655㎡で、10年の使用貸借でございまして。

次のページが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定でございまして、1筆の1,361㎡で、10年の使用貸借権の設定です。

その次が、所有権の移転でございまして。〇〇〇〇の買い入れでございまして、〇〇〇〇〇さんの利用権設定でございまして、2筆の2,572㎡で、10アール当りの単価が1,300,000円となっております。合計金額が3,343,600円となっております。引き渡しの時期は平成29年6月30日となっております。よろしくお願いたします。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問など
ございますか。
何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第7号 春の農作業基準賃金について

議 長 続きまして、議案第7号平成29年春の農作業基準賃金の設定に
ついて審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい。では、議案第7号についてご説明いたします。
今回につきましては、農作業基準賃金についてご審議いただき
たいと思います。平成29年度春の農作業基準賃金につきましては、
一枚めくっていただきますと、空欄にさせていただいております。
参考といたしまして、右のところに平成28年度春の基準賃金を掲
載させていただいております。昨年と比較していただきまして、変
更した方がいい作業賃金ございましたら、ご意見をいただきたい
と思います。これにつきましては、個人間ゼロ、農作業料委託の数
字については数年は据え置きとなっているところとご報告させて
いただきます。
よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、説明がございましたが、いかがでしょうか。何もなけれ
ば、昨年同様でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 それでは、作業賃金は据え置きということでよろしく願いいた
します。
本日提案されました、案件はすべて終了いたしました。続きまして、
その他となっております。委員の皆様から何かございませんか。

〇〇委員 はい。先月から、継続審議になっておりました、〇〇〇〇さんの農地なんですが、4月28日の資料の写真を見てもらうとわかりませんが、〇〇委員と〇〇委員と私と3名で現地の確認を行いました。最初のころに比べると、かなり改善が進んでいて、努力して整備してもらったところですよ。見ていただくと、写真にはないのですが、野菜もちょっと植えてありまして、努力が見えるところでした。3か月になるので、改善が見えるところで農地の取得については、妥当かと思われまますので、委員さんのご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただ今、地元委員であります、〇〇委員の説明がございましたが、努力されて農業に意欲はあられるということですので、いかがですか。何も、ご質問ご意見ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。では、承認とさせていただきます。

事務局 来月の農業委員会ですが、10日が土曜日なので、6月12日の月曜日9時半からということによろしいですか。

〇 委員 麦刈りが始まるので、良ければ30分早く始めてもらうと助かりますが。

議 長 では12日の9時からということによろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 はい。では12日の9時からということをお願いいたします。
では、本日の農業委員会を閉会いたします。皆様の慎重なる審議、ありがとうございます。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成29年5月10日

会 長 下 田 司

委 員 吉 田 二 郎

委 員 岩 永 俊 夫